

令和 7 年 6 月 6 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

財務省国際局調査課外国為替室
外国為替室長 土生 健一

外為法に基づく手続きのオンライン申請について

平素より、「外国為替及び外国貿易法」に基づく「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書（別紙様式第 22）」の提出にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

デジタル技術を活用した行政の推進については、法律（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）において、行政機関の事務等の一連の行程がデジタルを利用して行われるようにすること（デジタルファースト）が基本原則として求められております。

かかる中、外為法に基づく報告書及び届出書のオンライン申請を行う「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」について、これまで利用者の利便性等を向上させるべく、送信用プログラムの事前インストールの廃止、過去のオンライン提出資料のダウンロード機能追加等、累次の改善を行っており、利用者数も徐々に増えている状況です。

こうした状況を踏まえ、外為法に基づく報告書及び届出書の提出に関し、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」の対象となるものについては、一定の移行期間を置いて（具体的な時期等は未定ですが、例えば 6 ヶ月や 1 年等の経過期間を置くことを考えております。）、原則※として当該オンラインシステムにより受け付けることを検討しております。また、非居住者に提出義務が課されている「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書（別紙様式第 22）」については、居住者である代理人が代理提出する場合をこの対象とすることを検討しております。（なお、外為法に基づく手続きでも、経済産業省が所管する輸出許可申請等については、既に原則オンライン申請としております）

※①システムや回線の障害、災害等のやむを得ない事情がある場合、

②報告者が初めて報告を行う場合で次回以降の利用が見込まれない場合等は例外を設けることも検討中です。また、上記システムの利用のための推奨環境（日本語版 OS 等）の関係上、非居住者本人による提出については例外とすることを検討中です。

つきましては、上記について行政書士会の会員の方々にお知らせ頂くとともに、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書（別紙様式第 22）」の提出を代理提出いただく場合に、これを原則オンラインとすることについて、どうしても対応が困難な事情等がある場合には、その内容について 7 月 11 日（金）までにご教示いただけますと幸いです。

そうした事情のある場合は、追って、詳細等をお伺いさせていただく場合がございますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

これまで、外為法に関する手続きに関し、既にオンライン申請に移行されている方々からは、事務効率化、ペーパーレス化が図られた、報告履歴のメリットを享受しているなどの肯定的な意見を頂いており、オンライン申請を原則とする方針が定まった場合には、是非、ご対応頂きたく、この旨、併せて行政書士会の会員にお知らせください。

（電子申請のメリットや手続は[こちらのリンク](#)を御参照下さい。）

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上